

いの町地域公共交通総合連携計画  
策 定 調 査 業 務  
公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領

平成 21 年 6 月

いの町地域公共交通活性化協議会

## 1 目的

いの町地域公共交通活性化協議会では、町内のみを運行範囲とするバス路線にとどまらず、町外に接続している路線バス、JR鉄道、路面電車等の町内全ての公共交通を、

- ・路線バスと鉄道・路面電車との連結
- ・路線バスの運行系統を幹線・支線・コミュニティ交通への区分分けした運行
- ・支線・コミュニティ交通の手法を地域の実情に合った運行手法の取り入れ

など協議検討し、交通結節点を中心とした効率的、機能的かつ簡潔な交通ネットワークの構築を実現させるため、地域的あるいは経済的な環境分析、住民ニーズの把握から将来ニーズの予測、継続運行が可能な運行体系等、的確な調査事業を実施し、新たな公共交通体系の構築に向けた総合連携計画を策定することとしている。

この調査事業を実施するにあたり、企画提案を募集し、最も適切なものを当該業務委託の候補者として選定することを目的として実施するものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

いの町地域公共交通総合連携計画策定調査業務

### (2) 業務内容

別添「いの町地域公共交通総合連携計画策定調査業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

業務委託契約締結の日から平成22年3月10日まで

ただし、調査報告書の原案については、平成22年2月26日までに取りまとめること。

### (4) 業務規模

本業務の参考業務規模は、7,770,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内を想定する。

## 3 提案参加資格

本業務に係る企画提案に参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状況及び経営規模において、本業務の履行に支障がない単体企業であること。
- (3) いの町に競争入札参加資格(コンサルタント業務業種区分「都市計画及び地方計画」)を有する者であること。
- (4) この告示の日から契約締結日までの間に、いの町建設工事指名停止措置要綱(平成18年いの町訓令第11号)又は指名回避措置基準要領(平成18年いの町訓令第13号)に基づき指名停止等の措置を受けたことがない者であること。
- (5) この告示の日から契約締結日までの間に、国又は高知県から指名停止等の措置を受けたことがない者であること。
- (6) 過去5年以内に、国、県、市町等の官公庁が発注するいの町と同等規模以上の市町を対象とした公共交通計画調査業務等と同種、類似業務の実績を有する者であること。

#### 4 参加表明書の作成要領

本業務に係る企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

##### (1) 参加表明に必要な書類

参加表明書(様式1)

会社概要(様式自由、ただしA4版とする。)

会社名、所在地、技術者数、業務概要、会社設立年月日、  
連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)

を必ず記載すること。

業務実績書(様式2)

業務の実施体制(様式3)

##### (2) 資料記載上の留意事項

上記「(1)」は、それを証する契約書等の写しを添付すること。

#### 5 参加表明書の提出

(1) 提出期限 平成21年6月25日(木)午後5時

(2) 提出場所 〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1

いの町地域公共交通活性化協議会事務局

(いの町企画課内 担当:岡村、岡本)

TEL 088-893-5855

FAX 088-892-0353

メールアドレス kikaku@town.ino.kochi.jp

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留に限る。)によること。

ただし、提出期限までに必着のこと。

#### 6 企画提案書の提出者の選定(第1次審査)

本業務において企画提案書を提出することができるものの選定は、上記「4」の書類について審査を行い、参加資格に適した者が否かを選定する。

##### (1) 選定結果の通知

選定された者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、企画提案書の提出要請をする。

一方、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。

#### 7 企画提案書の作成要領

企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

##### (1) 企画提案に必要な書類

企画提案書(様式4)

企画提案(様式自由、ただしA4版とする。)

次の提案課題ごとに簡潔に記載すること。なお、作成にあたっては、提出者を特定することができる内容の記述(具体的な会社名や記号等)を行わないこと。以下「 」についても同様とする。また、提案者は、専門的な知識を有しない者でも理解できるように、わかりやすい表現となるよう配慮すること。

#### 提案課題 1

業務の実施方針、取組体制、協議会側との役割分担、スタッフの特徴、具体的な作業スケジュールその他本業務を実施するにあたっての配慮すべき事項及びPRしたいこと。

#### 提案課題 2

いの町の地域特性、地域公共交通の現状認識及び課題をどのように捉えているか。また、本協議会が本業務を実施する目的や理由を理解しているか。

#### 提案課題 3

地域公共交通活性化・再生総合事業、特にバス、乗合タクシー等の活性化、再生に係る事業について理解しているか。また、いの町が取り組むべき長期的で継続可能な地域公共交通の方針についてどのように考えるか。

#### 提案課題 4

いの町地域公共交通総合連携計画（本年度作成）に基づき、次年度以降に実施予定の新たな公共交通体系による実証実験等、事業を実施していくための具体的なスキームを示し、事業の実施方針について特にPRしたいことを示すこと。

提案書に記載すべきものとして規定されたもの以外の追加提案など、提案書に記載された内容については、全て受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとする。

業務参考見積（様式自由、ただしA4版とする。）

業務仕様書により、業務内容それぞれについて内訳がわかるように見積もること。また、金額は消費税及び地方消費税を含むこと。

#### (2) 不明な点がある場合の質問の提出及び回答

質問は、電子メールによるものとする。

提出様式 （様式5）

提出場所 上記「5（2）」に同じ

提出期限 平成21年7月3日（金）午後5時

回答方法 質問に対する回答は、提出期限の翌日から起算して5日（休日は除く。）以内に企画提案者全員に対して電子メールにて行う。

#### 8 企画提案書の提出

(1) 提出期限 平成21年7月16日（木）午後5時

(2) 提出場所 上記「5（2）」に同じ

(3) 提出部数 8部

(4) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）によること。郵送による提出の場合にあつては、提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合は、提出期限までの日（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時までに限り受け付ける。

## 9 企画提案に対するヒアリング

次により企画提案書に係るヒアリングを実施する。

- ( 1 ) ヒアリング実施日 後日提案者に連絡する。
- ( 2 ) ヒアリング実施場所 伊野公民館（変更する場合がある。）
- ( 3 ) ヒアリング持ち時間等 20分程度（企画提案書等の説明：15分程度、  
質疑応答：5分程度）
- ( 4 ) 使用機器等 スクリーン及びホワイトボードは、いの町地域公共交通活性化協議会が用意する。パソコン、プロジェクター、説明データ等は提案者が準備すること。

## 10 企画提案の特定

いの町地域公共交通活性化協議会で選定委員会を設置し、上記「7」の書類について審査を行い、本業務について最も適切なものを特定する。

- ( 1 ) 見積金額  
上記「2(4)」の参考業務規模金額（消費税及び地方消費税を含む。）  
以内の見積もりであること。
- ( 2 ) 企画提案書等の評価項目  
企画提案書及びヒアリングの内容に関する評価は、別表1の各項目について総合評価方式により行う。
- ( 3 ) 企画提案書等の評価点数及び基準  
評価点数及び基準は次のとおりとする。

評価項目	評価点	評価基準
企画提案書・ヒアリングの内容	100点満点	別表1

### ( 4 ) 特定結果の通知及び公表

特定した企画提案書の提出者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、特定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。

また、各提案者（特定されなかった者については会社名を除く。）に関し、上記「(3)」の評価項目の合計点数を公表する。

## 11 契約の締結

上記「10」により特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約交渉を行う。

## 12 支払条件等

業務の契約金額については、決定業者が提出した見積金額を基に、本協議会の業務規模の範囲内で交渉を行い締結する。

委託業務の支払いは、完了払いとする。支払予定日は、国からの補助金交付を受けた後とする。

### 13 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- ( 1 ) 提出期限を過ぎて提出された場合
- ( 2 ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ( 3 ) 審査の公平性を害する行為があった場合

### 14 その他

- ( 1 ) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する一切の費用は、本プロポーザルに応募しようとする者の負担とする。
- ( 2 ) 提出された書類は、返却しない。
- ( 3 ) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- ( 4 ) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの了解を得なければならない。

### 15 問い合わせ先

上記「 5 ( 2 ) 」とする。

別表 1

## 評 価 基 準

項 目	評 価 内 容	配 点
1 取組方法の妥当性 作業体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り組み方針・実施体制等は妥当であるか</li> <li>・ 本業務に積極的に取り組む姿勢がうかがえるか</li> <li>・ 本業務を遂行するための体制（人員、経験等明記）及び協議会側との役割分担について具体的に示すこと</li> </ul>	20点
2 作業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業スケジュールを具体的に示すこと</li> <li>・ 作業スケジュールは、アンケート調査の配布・回収を考慮し、実現可能な日程を示すこと</li> </ul>	5点
3 いの町の現状の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いの町地域公共交通活性化協議会が本件調査を実施する目的や計画策定調査業務体制委託を行う理由について理解していること</li> <li>・ いの町の現状、地域特性を把握し、提案に活かされているか</li> </ul>	20点
4 地域公共交通活性化・再生総合事業への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通活性化・再生事業、特にバス、乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業について理解していること</li> <li>・ 見積金額が参考業務規模金額以内であること</li> </ul>	5点
5 地域公共交通の再生・活性化方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いの町が取り組むべき長期的で継続可能な地域公共交通の方針についてどのように考えるか</li> <li>・ いの町地域公共交通総合連携計画策定後の事業を実施していくための具体的なスキームを示し、事業の実施方針について特にPRしたいことを示すこと</li> </ul>	20点
6 提案の的確性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案内容は、的確かつ実現性があるか</li> </ul>	20点
7 類似事業受託実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去5年以内に国、県、市等の官公庁が発注するいの町と同等規模以上の市町を対象とした公共交通計画調査業務等と同種、類似業務の実績を示すこと</li> <li>・ 現在受託中の業務支援事業がある場合は示すこと</li> <li>・ その他特筆すべき実績があれば提示すること</li> </ul>	10点
合 計		100点